

一般社団法人 日本環境教育学会 支部規約

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第56条に基づき、支部の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 支部は、理事会の承認を経て設置する。

(運営)

第3条 支部（旧任意団体の支部を含む）については、支部で決めた申し合わせ等によって運営することができる。

(その他)

第4条 支部の設置および運営に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規約の改訂)

第5条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則 この規約は、2016年12月3日から施行する。